

釧路市診療報酬明細書点検等業務委託
に係る総合評価一般競争入札

落札者決定基準

釧路市福祉部生活福祉事務所

落札者決定基準は、総合評価落札方式一般競争入札により、受託者を決定するため、参加事業者から提出された業務提案書等の内容を可能な限り客観的に評価するための基準として示すものです。

総合評価に必要な書類及び評価の手続きと採点方法を以下に示す。

1 提出書類

提案書を提出すること。また、必要に応じて、その他提出書類等を求める場合がある。

2 評価について

(1) 提案評価点の番号1から番号10（提案評価点）については、受理した提案書を基に、下記の採点基準により総合評価審査委員が評価する。

【採点基準】

評 価		採 点	
特に優れている	A	配点×1.0	小数点以下の端数は切り捨てる。
優れている	B	配点×0.8	
普通	C	配点×0.6	
やや劣る	D	配点×0.4	
劣る	E	配点×0.2	

※評価項目ごとに、A, B, C, D, Eの5段階の範囲で委員会が評価する。

(2) 価格の評価（入札価格評価点）

提案評価配点表の番号11（入札価格評価点）の評価方法は下記により算出する。

【採点基準】

入 札 価 格	採点
予定価格	0
予定価格 > 入札価格 > 予定価格×0.95	2
予定価格×0.95 ≥ 入札価格 > 予定価格×0.90	4
予定価格×0.90 ≥ 入札価格 > 予定価格×0.85	6
予定価格×0.85 ≥ 入札価格 > 予定価格×0.80	8
予定価格×0.80 ≥ 入札価格	10

上記（1）と（2）の得点の合計をもって総合評価する。

【提案評価配点表】

番号	評価項目	配点
1	会社概要	5
2	診療報酬明細書点検業務の実績	10
3	地域貢献（地元経済、地元雇用）	15
4	診療報酬明細書点検等業務に対する考え方	20
5	個人情報保護に対する考え方	10
6	研修体制に対する考え方	5
7	配置する人材についての考え方	15
8	配置職員の人事管理の考え方について	10
9	職員の休暇時の体制についての考え方	10
10	突発的な業務の発生に対する対応についての考え方	10
11	入札価格評価点	10
	合 計	120